国民年金だより

後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が始まります

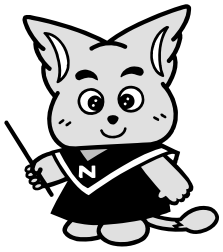

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま２年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年 10 月から３年間に限り、過去 10 年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去 10 年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、**ねんきんネット（http://www.nenkin.go.jp）**でご確認ください。

また、ご不明な点があれば　**国民年金保険料専用ダイヤル 0570 － 011 － 050** にお電話いただくか、お近くの年金事務所にお問い合せ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

年金確保支援法による後納制度（2年→10年）の施行政令について

○昨年８月に成立した年金確保支援法に基づき、過去 10 年間の未納期間への保険料を遡って納めることができる後納制度（２年→ 10 年）が平成 24 年 10 月１日からスタート。

○このため、納めるべき保険料の額や必要な申込手続などを定めるもの。

○また、施行当初には申込みが殺到することが予想されるため、あらかじめ事前手続を行うことができるようにする。　（事前手続は、平成 24 年８月１日からスタート）

○保険料免除期間に係る追納保険料額（平成 24 年度）

対象年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当時の保険料額	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660
加算額（加算率）	1,640（0.123）	1,420（0.107）	1,210（0.091）	980（0.072）	750（0.054）	540（0.038）	350（0.024）	180（0.012）
後納保険料額	**14,940**	**14,720**	**14,510**	**14,560**	**14,610**	**14,640**	**14,760**	**14,840**

※加算率は、10 年国債の表面利率等を勘案して設定。
※徴収時効経過前の２年間の保険料（平成 22 年、23 度分）には加算は付されない。

【お問い合せ先】　役場住民生活課　☎ 77-3613